

ボランティア行事用保険のご案内

ボランティア行事用保険とは

国内において、福祉活動やボランティア活動などを目的とする団体等が主催する行事参加中に

- ①行事参加者が偶然な事故でケガをした場合
 - ②行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合
- を補償します。

<申込人> 社会福祉協議会およびボランティア団体・グループ等の民間団体

<対象となる行事>

加入対象者となる団体等が主催者となって行う地域福祉活動やボランティア活動に関わる行事（行事参加者の実習を伴う講習会や研修会を含みます。）

<被保険者（補償の対象者）>

傷害補償…行事参加者全員（主催者・スタッフを含む）

賠償責任補償…主催団体

※行事参加者の賠償責任補償ではありません。

保険期間

傷害補償：2019年4月1日午前0時～2020年3月31日午後12時

賠償責任補償：2019年4月1日午後4時～2020年4月1日午後4時

重要

この保険は行事参加者全員（主催者、スタッフ等を含む）を報告する制度となっております。参加者全員を特定できない行事はこの制度の対象となりません。

<名簿取扱について>

- ①参加者全員の名簿を作成する。（事故発生時に参加者全員を確認します。）
 - ②行事参加者名簿を窓口へ提出する。
- ※名簿は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会にて備え付けます。

補償内容

●普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約） ●国内旅行傷害保険 ●施設所有（管理）者賠償責任保険（飲食物危険補償特約、来訪者財物損害補償特約）

●日帰行事のみ、参加者人数20名以上から対象となります。

保険金の種類		保険金額 / 支払限度額	
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	510万円	
	入院保険金日額	3,500円	
	通院保険金日額	2,200円	
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額×10 それ以外の手術の場合：入院保険金日額×5	
賠償責任補償	対人賠償補償	1名につき2億円	
		1事故につき2億円	
	対物賠償補償	1事故につき1,000万円	
補償プラン		保険料	
日帰行事保険料 (1名・1日あたり)	A行事	30円	
	B行事	135円	
	C行事	265円	
宿泊行事保険料 (1名あたり) 行事区分なし	宿泊 行事	1泊2日まで	251円
		2泊3日まで	308円
		3泊4日まで	314円
		4泊5日まで	373円
		5泊6日まで	379円
		6泊7日まで	385円

※上記の日帰行事保険料には傷害保険につき団体割引20%を適用していますが、保険期間（特約期間）終了後に算出する1日あたりの実際の平均被保険者数によっては、上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険期間終了後に保険料を精算させていただきます。

※7泊以上の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

※上記補償内容でご不明な点等がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。

<賠償責任補償> 保険金をお支払いする主な事故例

次のような事故について、行事主催者として団体等が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※賠償責任補償は、行事参加者個人の負った賠償責任は対象外です。

- 子どものハイキング引率中、主催者の指導上の不注意でケガをさせた。
- 高齢者の食事会で、主催者の責任により参加者が食中毒となった。
- 研修会で主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を汚損してしまった。

行事区分表

	行事区分	行事例
日帰行事	A行事	施設見学会、講習会（スポーツの場合は実技を伴わないもの）、研修会、食事会、ハイキング、オリエンテーリング（徒歩によるもの；歩こう会等）、テニス（庭球）、卓球、水泳（遠泳を含む）、ゲートボール、遠足、いちご狩り、バス旅行、いも煮会、空き缶拾い、草むしり・草刈り（機械を使わないもの）、河川清掃、自然観察（海岸、野原等）、バーベキュー、演芸会、お花見、映画鑑賞、紙芝居、清掃（市民が奉仕で行う程度のもの。海岸、公園、河川等。）人形劇、もちつき、木工教室、ラジオ体操、リハビリ体操、料理教室、農業体験（定置の脱穀機を使用）、バレーボール、ボウリング等
	B行事	運動会、マラソン、サイクリング、軟式野球（準硬式を含む）、バスケットボール、スケート、剣道日帰りキャンプ、ジョギング、アスレチック（アスレチック場で総合的に行うもの）、陸上競技、一輪車、競歩、納涼船、乗馬（ポニー、ろば等を含む）、市民向け防災訓練・市民向け避難訓練、車椅子マラソン、遊覧船、キャンプファイヤー等
	C行事	合気道、アイスホッケー、カヌー競漕、空手、クロスカントリー（スキーを使用する場合）、硬式野球、サッカー、自動車安全運転講習会、柔道、スキー（歩くスキーを含む）、相撲、トライアスロン（スキー、自転車、マラソンもしくはボート、自転車、マラソンの競争）、日本拳法、フットサル、ボクシング、ラグビー等
宿泊行事	行事区分なし	
お引受できない行事		
防犯・防火パトロール、機械を使用する草刈り、下草刈り、枝払い、山焼き・野焼き、雪おろし、違法看板撤去、魚釣り（船を使用するもの）、廃品回収、盆踊りのやぐら組み立て・解体、交通安全街頭指導、シュノーケリング（船で足のつかない所まで行くもの）、植林、スキューバダイビング、マウンテンバイク、化学実験（大学研究程度の実験）、消防団の訓練、スポーツライミング等		

※上記行事区分でご不明な点等ございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※主催行事が複数の行事区分に該当する場合は、もっとも危険度の高い行事区分をご選択ください。

（例）A行事とB行事にまたがる行事を行う場合は、B行事でお申込みください。

※A行事に該当する行事でも、船を使用する場合は、B行事でお申込みください。

加入手続

① 加入書類に記入する

<必要書類>

- ボランティア行事用保険加入申込書
- 加入者名簿（日帰行事・宿泊行事いずれも必ず3部ご提出ください。）

加入書類は、愛知県内の各市区町村社会福祉協議会または愛知県社会福祉協議会の窓口で入手してください。

② 加入書類を提出する

愛知県の最寄りの市区町村社会福祉協議会にご提出ください。

※開催日の前日までに手続を完了してください。

保険料お振込み先

保険料は下記の口座にお振込みください。振込手数料はご加入者のご負担となります。

三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通 1164224
ボランティア行事用保険 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

傷害補償内容について

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

※印を付した用語については、4ページの「※印の用語のご説明」をご参照ください。（各欄の初出し時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	<p>死亡保険金</p> <p>＜日帰行事の場合＞ 保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>＜宿泊行事の場合＞ 国内旅行行程※中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <p>（注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（日帰行事）、戦争危険等免責に関する一部修正特約（宿泊行事）により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガ（日帰行事のみ） <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は補償の対象とはなりません。（日帰行事のみ）</p> <p>【補償対象外となる運動】 山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2) 操縦^(※3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>その他これらに類する危険な運動（※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。</p> <p>（※2）グライダーおよび飛行船を除きます。（※3）職務として操縦する場合を除きます。（※4）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等）を除きます。</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>＜日帰行事の場合＞ 保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合</p> <p>＜宿泊行事の場合＞ 国内旅行行程※中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合</p>	<p>後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。</p> <p>（注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>（注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>（注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>（注4）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	<p>入院保険金</p> <p>＜日帰行事の場合＞ 保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、入院※された場合</p> <p>＜宿泊行事の場合＞ 国内旅行行程※中の事故によるケガのため、入院された場合</p>	<p>〔入院保険金日額〕×〔入院※した日数〕をお支払いします。</p> <p>（注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。</p> <p>（注2）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
	<p>手術保険金</p> <p>＜日帰行事の場合＞ 保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合</p> <p>＜宿泊行事の場合＞ 国内旅行行程※中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたとき</p>	<p>次の算式によって算出した額をお支払いします。</p> <p>① 入院※中に受けた手術※の場合…〔入院保険金日額×10〕</p> <p>② ①以外の手術の場合…〔入院保険金日額〕×5</p> <p>（注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	
<p>通院保険金</p> <p>＜日帰行事の場合＞ 保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、通院※された場合</p> <p>＜宿泊行事の場合＞ 国内旅行行程※中の事故によるケガのため、通院された場合</p> <p>＜日帰行事・宿泊行事共通＞ （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。</p>	<p>〔通院保険金日額〕×〔通院※した日数〕をお支払いします。</p> <p>（注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。</p> <p>（注2）入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>（注3）通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>		

- 宿泊行事の場合は、「国内旅行傷害保険特約」がセットされるため、上記表の各保険金欄には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。
- 国内旅行傷害保険（宿泊行事）の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程※を開始する前および旅行行程を終了した後に生じた事故はお支払いの対象となりません。また、乗客として登場する予定の航空機等が遅延または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。
- 普通傷害保険（日帰り行事）の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が行事に参加するために集合地に集合した時から解散地まで解散するまでの間で、かつ、責任者（主催者）の管理下にある間に生じた事故がお支払いの対象となります。なお、集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路による往復途中を含みます。
- 【保険責任の範囲に関するご注意】（宿泊行事のみ）
 次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガ※に対しても保険金をお支払いします。
 - A. 旅行行程※中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（*）が通常の経路により日本国外を通過する場合
 - I. その航空機または船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合
 （*）日本国内から出発して日本国内に到着する場合をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師※の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」（日帰り行事の場合）、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」（宿泊行事の場合）が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 「熱中症危険補償特約」がセットされているため、急激かつ外来による日射・熱射によって身体障害を被った場合についても保険金をお支払いします。（日帰り行事のみ）

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 （*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「行事に参加している間」とは、加入者証記載の行事に参加するために集合地に集合した時から解散地まで解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。また、集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路による往復途中を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*）を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません（日帰り行事のみ）。
 （*）継続的に吸入、吸引または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度※における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為（*2）
 （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「旅行行程」とは、加入者証記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの行程をいいます。

賠償責任保険の補償内容について

保険金をお支払いする主な場合

施設所有
(管理)者
特別約款

＜基本補償＞

被保険者の行事主催中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

＜飲食物危険補償特約＞

保険の対象が祭りやイベント等の場合、販売・提供する飲食物に起因して保険期間中または保険期間終了時から72時間以内に第三者に身体障害を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

＜来訪者財物損害補償特約＞

○施設内で保管する来訪者の自動車または原動機付自転車以外の財物が、滅失、破損もしくは汚損、または紛失もしくは盗取されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

○施設の来訪者が携帯した自動車または原動機付自転車以外の財物の盗取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した裁判費用や弁護士費用等の争訟費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金がお支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任

保険金をお支払いしない主な場合（続き）

- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ「ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。」の原子核反応または原子核の崩壊による場合等を除きます。）

◀賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合▶

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散

◀施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合▶

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していない場合は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する行為
 - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が加入者証記載の施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少したまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 石油物質が加入者証記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）

◀飲食物危険補償特約でお支払いしない主な場合▶

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した提供飲食物に起因する損害
- 提供飲食物の回収、廃棄、検査、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたらと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害

◀来訪者財物損害補償特約でお支払いしない主な場合▶

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- 受託品の滅失、破損、汚損もしくは盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 携帯品の盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 受託品が来訪者に引き渡された後に発見された受託品の滅失、破損または汚損に起因する損害
- 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工等に起因して、受託物が滅失、破損または汚損したことに起因する損害

施設所有（管理）者特別約款

事故発生時の対応

1 必要書類を準備する。

＜必要書類＞

- 事故報告書
- ボランティア行事用保険加入申込書
- 事故確認書

2 加入手続を行った社会福祉協議会を通じて、三井住友海上火災保険株式会社へ必要書類をFAXする。

保険金支払事由に該当した日から30日以内にご提出ください。

3 三井住友海上火災保険株式会社の保険金お支払いセンターで事故内容の確認を行います。

事故の内容等により、補償の対象とならない場合があります。

4 三井住友海上火災保険株式会社の保険金お支払いセンターから保険金請求書類をご送付いたします。

その他注意事項

- 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者の示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- 予定していた行事が順延または中止になった場合は、加入手続を行った各市区町村の社会福祉協議会にご連絡ください。

加入手続に関するお問い合わせ先

(受付社会福祉協議会)

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 総務部

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内

TEL : 052-212-5500 FAX : 052-212-5501 ホームページアドレス : <http://www.aichi-fukushi.or.jp/>

※商品・引受に関しては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

補償内容など保険の内容に関するお問い合わせ先

＜取扱代理店＞ 楽天インシュアランス (旧 愛知福祉朝日保険サービス)

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-19-6 名古屋野村證券第二ビル8階

TEL : 052-221-0294 FAX : 052-221-0293 ホームページアドレス : <https://hoken.rakuten.co.jp/>

＜引受保険会社＞ 三井住友海上火災保険株式会社 愛知中央支店 金融法人課

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-9-15 三井住友海上名古屋しらかわビル8階

TEL : 052-223-4360 FAX : 052-223-4362 ホームページアドレス : <https://www.ms-ins.com>

ご注意事項（必ずお読みください）

＜普通傷害保険・国内旅行傷害保険共通＞

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。申込人が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料を取りまとめどうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または申込人がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約については、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険会社破綻時等の取扱い

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●契約内容登録制度について

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

○契約内容登録制度のあらし

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金およびこれらの保険金と同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお引受した場合、損害保険会社からの連絡により、一般社団法人 日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。

損害保険会社は、この後、その保険契約について保険金額の増額等の契約内容変更手続が行われた場合または同じ被保険者について新たな保険契約を締結した場合もしくはその死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等の請求があった場合、登録内容を契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。

損害保険会社は本制度により知り得た内容を保険契約の存続およびこれらの保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、一般社団法人 日本損害保険協会および損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません（ただし、犯罪捜査等に当たる公的機関からの要請を受けた場合のその公的機関への開示を除きます。）。

登録内容については引受保険会社または一般社団法人 日本損害保険協会に照会することができます。なお、照会できる方は、保険契約者または被保険者に限るとともに、照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●この保険解約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、再保険引受保険会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡等（連絡先は21ページ参照）

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続について詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。

（注1）特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

（注2）事故の内容、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

＜普通傷害保険（日帰り事）＞ 保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	引受保険会社所定の同意書（医師や公的機関に照会し説明を求めることについての同意を含みます。）、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書 等
(3)被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証（写）、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、商業登記簿謄本、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 等
(4)診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況報告書、入院状況申告書、診療報酬明細書、治療費の領収書、診療明細書 等
(5)公の機関（やむを得ない場合には第三者）等の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設管理者、勤務先等の事故証明書 等
(6)死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本 等
(7)後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他の後遺障害の内容・程度を示す書類 等
(8)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 準記名式契約の場合は被保険者であることを確認するための書類	保険契約者備付名簿（写）、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書（兼事故証明書） 等

＜国内旅行傷害保険（宿泊行事）＞ 保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	引受保険会社所定の同意書（医師や公的機関に照会し説明を求めることについての同意を含みます。）、事故原因・損害状況に関する写真・修理業者からの報告書 等
(3)被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証（写）、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、商業登記簿謄本、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 等
(4)診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院（・通院）状況申告書、診療報酬明細書、治療費の領収書、診療明細書 等
(5)公の機関（やむを得ない場合には第三者）等の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設管理者、勤務先等の事故証明書 等
(6)死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本 等
(7)後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他の後遺障害の内容・程度を示す書類 等
(8)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書、労災支給決定通知書 等
②企業等の災害補償規定等特約をセットした契約の場合は、受給者と被保険者が異なる場合に受給者と被保険者の関係を証する書類	戸籍謄本、住民票、政府労災「遺族補償年金支給請求書（写）」、受取人の社内使用の「家族名簿」 等
③保険の対象の価額を確認する書類	取得時の領収書 等

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」（9ページ）をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な書類をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

<施設所有（管理）者賠償責任保険>

ご加入にあたっての注意事項

●この保険は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。

●保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の「実施予定日」欄にてご確認ください。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。

保険料は必ずご加入と同時にお支払いください（保険料の払込みを猶予する特約がセットされる場合を除きます。）。払込みの猶予がない場合は、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

●次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●ご加入の際は、加入申込書の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明」「2. 告知義務・通知義務等（1）ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）」をご参照ください。

●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●ご加入内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明」「2. 告知義務・通知義務等（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）」をご参照ください。

●保険会社破綻時等の取扱い

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

事故が起こった場合のお手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1） 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2） 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3） 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

普通傷害保険をご契約いただく
お客さまへ

重要事項のご説明

この書面では傷害保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款（傷害保険普通保険約款）・特約によって定まります。
普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- 加入申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。
- この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。商品の概要、被保険者の範囲は次のとおりです。

商品名	概要	被保険者の範囲
普通傷害保険 ★行事参加者の傷害危険補償特約セット	比較的軽微な危険度の行事（レクリエーション）の参加者全員を被保険者とする準記名式契約です。	行事（レクリエーション）の参加者全員

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合はパンフレット本文のとおりです。詳細については、普通保険約款・特約等でご確認ください。

① 保険金をお支払いする主な場合（主な支払事由）と保険金のお支払額

パンフレット本文をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレット本文をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

この保険にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の「実施予定日」欄にてご確認ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額については、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額については、パンフレットの保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・通院保険金日額は、入院保険金日額を超えることはできません。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料については、加入申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット本文をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」（15ページ）をご参照ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

注意喚起情報 のご説明

ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご加入申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご加入のお申込み後にご加入の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込書の記入上の注意事項）

特にご注意ください。

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

加入申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

他の保険契約等^(*)に関する情報

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

■ご契約内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書等の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償契約については、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定めることはできません。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、被保険者の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■特約の補償重複

この保険契約では、補償が重複した場合でも、他の保険契約の有無や他の保険契約の内容に関係なく、保険金をお支払いします。ただし、他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合を除きます。

■取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。保険期間が始まった後であっても、払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット本文記載の方法により払込みください。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者となるべき者全員が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を解約（脱退）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。
・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレット本文をご参照ください。

国内旅行傷害保険を
ご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

※加入申込書への署名または記名・
押印は、この書面の受領確認を
兼ねています。

この書面では、国内旅行傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

この「重要事項のご説明」では、国内旅行傷害保険について説明しています。

この保険は、被保険者が国内旅行中に事故によりケガをされた場合^(*)に保険金をお支払いします。

(*) 国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ加入申込書に記載された保険期間中のケガを補償します。

(注) 次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガに対しても保険金をお支払いします。

ア. 旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶（日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が通常の航路により日本国外を通過する場合

イ. その航空機または船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰することのできない事由により日本国外に出た場合
基本となる補償の被保険者の範囲は、以下のとおりです。

被保険者の範囲

加入申込書の「団体・グループ名」欄記載の団体に所属する方

(2) 基本となる補償等

①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、パンフレット本文のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

●保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレット本文をご参照ください。

●保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレット本文をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

②セットできる主な特約

契約概要

この保険にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

③保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa. b. にご注意ください。

a. お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレット本文および普通保険約款・特約等でご確認ください。

b. 保険金額・日額は引受の限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、同種の危険を補償する他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。

・被保険者が保険期間開始時点で満15才未満の場合

・保険契約者と被保険者（15才以上）が異なる契約において、被保険者の同意がない場合

④保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間	1か月以内で旅行期間に合わせて設定してください。お客さまが実際に契約する保険期間については、加入申込書の「実施予定日」欄でご確認ください。
補償の開始	保険期間の初日（始期日）の午前0時。ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。
補償の終了	保険期間の末日（満期日）の午後12時。ただし、保険期間の途中でなくても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料については、加入申込書の「保険料」欄でご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、パンフレット本文記載の方法により払込みください。パンフレット本文記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(4) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（加入申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

加入申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

●他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等） 注意喚起情報

この保険は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が保険契約者となる包括契約であることから、クーリングオフの対象となりません。

(3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者同意のないままに契約されていた場合は、保険契約が無効となります。

③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

①加入者証記載の住所を変更した場合

②特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご加入を解約（脱退）する場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●解約（脱退）の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●解約返れい金を返還する場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 特約の補償重複 注意喚起情報

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や他の保険会社の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）1契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

(2) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

パンフレット本文をご参照ください。

(4) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

パンフレット本文をご参照ください。

(5) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(6) 継続契約について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(7) ご契約内容確認事項（意向確認事項）

保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認するために必要な事項です。また、特に重要な項目について加入申込書に正しくご記入されていることを確認するための事項にも該当します。以下についてもれなくご確認ください。

1. この書面、パンフレット、加入申込書等を確認し、「今回お申込みの保険契約」が次の点で、お客さまのご希望にそった内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望と異なる内容になっている場合は、必ず取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。補償が重複する可能性のある特約については、ご契約の要否をご確認ください。
①保険の種類、補償内容・セットしている特約 ②保険金額 ③保険期間 ④保険料の額・保険料払込方法、配当金の有無
2. 次の項目について加入申込書の記入が正しいかご確認ください。万一、正しくない場合は、必ず取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

⇒次の項目は適切な条件でご契約をお引受したり、保険金を適切にお支払いするために正確な記入が必要な項目です。

- ①被保険者の「生年月日」・「性別」欄 ②「他の保険契約等」・「保険金請求歴」欄

2015年10月1日以降始期契約用

施設所有（管理）者
賠償責任保険
をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では施設所有（管理）者賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込書への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

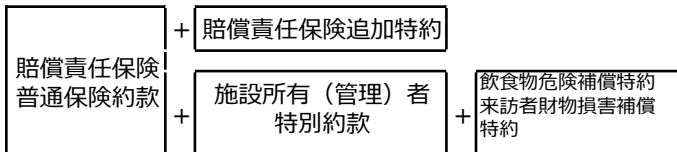
契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み



(2) 補償内容

■ 被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者 賠償責任保険	加入申込書(注)の「団体・グループ名」欄に記載された方が被保険者となります。

定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■ 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

■ お支払いの対象となる損害

パンフレット本文の「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

■ 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレット本文の「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

保険期間は1年間です。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文または加入申込書の「実施予定日」欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

パンフレット本文をご参照ください。

2 保険料

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレット本文または加入申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3 保険料の払込方法について

パンフレット本文をご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報」の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報 のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1 ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込書^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

加入申込書^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象（施設、業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第1回分割保険料）は、パンフレット本文記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文記載の方法により払込みください。パンフレット本文記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

7 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文をご参照ください。

8 取扱代理店の権限

パンフレット本文をご参照ください。

9 個人情報の取扱い

パンフレット本文をご参照ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
・保険金額（ご契約金額） ・保険期間（保険のご契約期間） ・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込書の「行事名」に正しく記載いただいていますか？
- 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- 「複数の方を保険の対象にするタイプのお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望どおりとなっていますか？

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

楽天インシュアランス（旧 愛知福祉朝日保険サービス） TEL：052-221-0294 FAX：052-221-0293

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277**（無料）

受付時間：平日 9：00～20：00

土日・祝日 9：00～17：00（年末・年始は休業させていただきます。）

※2020年10月より平日の電話受付時間は9：00～19：00になります。

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル（有料）〕

受付時間：平日9：15～17：00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

補償内容など保険の内容に関するお問い合わせ先

取扱代理店

楽天インシュアランス（旧 愛知福祉朝日保険サービス）

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-19-6 名古屋野村證券第2ビル8階
TEL：052-221-0294 FAX：052-221-0293
ホームページアドレス：<https://hoken.rakuten.co.jp/>

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 愛知中央支店 金融法人課

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-9-15 三井住友海上しらかわビル8階
TEL：052-223-4360 FAX：052-223-4362
ホームページアドレス：<https://www.ms-ins.com>